

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおりオープンカウンターによる見積り合せを行います。

令和8年2月12日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩

1 オープンカウンターに対する事項

- (1) 件名
令和8年度空調機械保守点検業務請負契約（岐阜労働総合庁舎）

- (2) 調達内容

- 仕様書のとおり

- (3) 履行期限

- 令和8年4月1日から令和9年3月31日

- (4) 履行場所

- 仕様書による

2 オープンカウンターに参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省府統一資格）において「役務の提供等」で東海・北陸地域の競争参加資格を有する者又は当局が作成する随意契約登録者名簿に記載された者。
- (4) 直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。また、当該保険料の納付実事を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約すること。
- (5) 上記1の（3）の履行期限内に確実に履行できる者であること。

3 仕様書の交付方法

岐阜労働局ホームページからダウンロード又は下記5（1）の場所にて手交する。

4 見積書の作成

- (1) 見積者は、次の事項を記入した見積書を作成の上、提出すること。
 - 一 宛名（「支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長」とすること。）
 - 二 見積内容（品名、単価）
 - 三 作成日
 - 四 氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）
 - 五 住所
- (2) 見積書の様式は、任意とする。
- (3) 見積書には、消費税及び地方消費税額を含めた金額を記載すること。（円未満の端数切捨）
- (4) 履行に必要な全ての費用を考慮し、見積をすること。

5 見積書等提出場所及び提出期限

- (1) 場所

- 〒500-8723

- 岐阜県岐阜市金童町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

- 岐阜労働局 総務部 総務課 会計第一係

- 電話：058-245-8101 内線125

- Mail : gifukyoku-kaikei125@mhlw.go.jp

- (2) 提出方法

- 郵送・持参又はメールにより提出すること。

- 電信・電話等による提出は認めない。

- (3) 提出期限：

- 令和8年3月5日 正午

- (4) 提出書類：

- 見積書、資格審査結果通知書（全省府統一資格）の写し、競争参加資格等に係る申告書、誓約書

6 見積書の無効

本公示に示した参加資格のない者の見積、見積書に虚偽の記載をした者の見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7 契約書作成の要否：要

計画締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

8 受注者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

9 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

10 問い合わせ先

5（1）と同じ。

以上公示する。

各社 ご担当者様

岐阜労働局総務部総務課

お見積りのご案内

1. 案件名

令和8年度 空調機械保守点検業務請負契約（岐阜労働総合庁舎）

2. 契約期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

3. 履行場所

岐阜労働総合庁舎（岐阜市五坪1-9-1）

3. 見積書提出期限

令和8年3月5日（木）正午まで

4. 提出書類について

見積書・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し・競争参加資格等に係る申告書・誓約書

5. 提出場所

〒500-8723 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局総務部総務課 会計第1係

6. 留意事項

見積書には、設備ごとの内訳もご記載ください。

【問い合わせ先】

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局総務部総務課 会計第一係 小川

TEL : 058-245-8101

E-mail: gifukyoku-kaikei125@mhw.go.jp

契 約 書 (案)

- 1 件 名 令和8年度 空調機械保守点検業務請負契約（岐阜労働総合庁舎）

2 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所

3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
(内訳)
岐阜労働総合庁舎（共用部分）
金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
岐阜労働総合庁舎（安定所専用部分）
金〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）

契約範囲外の作業に対する請負料は、その都度、協議して決定する。
なお、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

- ## 5 契約保証金 免除

上記契約（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官 岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩（以下「甲」という。）と ○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜市金竜町5丁目13番地
支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 小宮山 彰浩 (印)

乙

印

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、空調機械の適正な機能を発揮し得る状態を保持し、かつ、耐久力を維持することを目的とし、別添仕様書及び関係法令等に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務完了後、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、報告を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。
- 5 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(服務規律)

第6条 乙が頭書の業務を実施するにあたっては、甲の業務に支障を与えないよう常に善良なる管理者の注意を払って、丁寧、かつ、誠実に実行することを要する。

(保守点検者)

第7条 乙は乙により教育訓練された技術者を派遣し、対象物件を以下の諸条項に基づき常に支障なく稼働できるよう点検及び調整を行うものとする。

- 2 乙の点検及び調整中に乙の責任によって生ずる損害は、すべて乙の責任とし、安全保持上、甲は乙が点検及び調整を行っている間は対象物件に立ち入らないものとする。
- 3 前項の起因が乙の責任外の場合は、乙はその責めを負わないものとする。

(保守点検の範囲)

第8条 保守点検業務請負の範囲は、仕様書によるものとする。

(費用の負担等)

第9条 点検に必要な機械、器具、消耗品等は、すべて乙が自己の負担において準備する。ただし、点検により取替えの生じた部品は別途とする。

2 乙が、業務の遂行上、補修、整備又は部品等の交換（以下「修理等」という。）を要すると認められる箇所を発見した場合には、甲乙協議により修理等の実施について決定をする。これによる部品代及び部品交換代の費用は、甲の負担とする。ただし、設置工事に係る契約不適合責任にあたる修理等については、甲に費用負担は生じないものとする。

3 甲は、機械の始動後不完全部分があると認めた場合は、乙に対して適当な措置を求めることができる。これに要する費用は乙の負担とする。

(緊急時の点検等)

第10条 甲が緊急の点検、整備等が必要であると認めた場合は、速やかに乙に連絡し、乙は直ちに技術員を派遣して点検、整備等を実施するものとする。

(用水電力の供給)

第11条 甲は、乙が頭書の業務を行うために必要な用水電力を無償で供給し、かつ、無料で使用させる。

(業務報告の義務)

第12条 乙は、甲の指定した点検実施月の業務が終了したときは、速やかに甲の指定する検査職員に保守点検報告書を提出しなければならない。

(危険負担)

第13条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(遅滞料)

第14条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第15条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して履行期限の延期を許すことができる。

(契約金額の支払)

第16条 乙は、四半期ごと（第1回点検：令和8年6月30日締、第2回点検：令和8年9月30日締、第

3回点検：令和8年12月31日締、第4回点検：令和9年3月31日締）に締め切った請負料に係る支払請求書を作成し、対価の支払いを、「官署支出官 岐阜労働局長」に請求するものとする。なお、消費税相当額を算出する際に生じた1円未満の端数については、切り捨てとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払うまでの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(事情変更)

第19条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙で協議して書面により定めるものとする。

3 甲乙いずれかの都合により本契約を改定しようとする場合は、2か月前に相手方に予告することとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第15条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - (5) 第34条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
- 5 乙が第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、本契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(賠償金、違約金の控除)

第22条 乙がこの契約に基づく違約金又は損害賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲は、頭書に定める契約金額からその額を控除し、なお不足するときはさらに追徴するものとする。

- 2 前項の規定により追徴する場合は、甲は、乙から納付期限の翌日から遅延日数につき年利3パーセントの割合で計算した滞納金を追徴するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

以下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せざるにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第29条 甲は、第20条第2項、同条第3項、第25条、第26条、第28条第2項、第32条及び第39条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第20条第2項、同条第3項、第25条、第26条、第28条第2項、第32条及び第39条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格等に係る申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第33条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(秘密の保持)

第34条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た事実を第三者に漏らし、又は本契約の目的以外に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第 35 条 乙は、本契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、本契約に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに、本契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
 - 4 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
 - 5 乙が、本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了等の後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
 - 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について、速やかに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
 - 7 甲は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができるとする。

(監査)

- 第 36 条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。
 - 3 甲は、第 1 項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。
 - 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
 - 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第 3 項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。
 - 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

- 第 37 条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウィルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合
 - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故が本契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約履行後における乙の義務等）

第38条 第36条及び第37条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。

- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

第39条 甲は、第5条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合には、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(労働関係法令の遵守)

第40条 乙又は下請負人は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行の確保に支障が生ずることがないよう十分配慮すること。

(再委託)

第41条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第42条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第43条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
 - (2) 事業参加者の住所のみの場合
 - (3) 契約金額のみの場合
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(紛争または疑義の解決方法)

第44条 本契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第45条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第17条、第20条第2項、第21条、第24条、第27条、第29条、第33条、第34条、第39条、第44条及び本条はなお有効に存続するものとする。

契約書様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

契約書様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

契約書様式 3

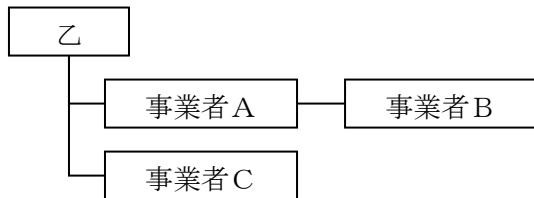
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



契約書様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 43 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

岐阜労働総合庁舎（共用部分）仕様書

1. 業務内容

岐阜労働総合庁舎（共用部分）に係る空調機械(冷暖房設備)保守点検業務

2. 業務実施場所

岐阜労働総合庁舎（岐阜県岐阜市五坪1－9－1）

3. 業務実施時間

甲乙の業務時間内を原則とし、その都度甲乙協議の上、これを決定する。

4. 点検項目

次表及び「国土交通省大臣官房官序營繕部監修 建築保全業務共通仕様書」による。

設備名	点検項目	点検良否	
冷温水発生機 1台	燃料系統	燃焼位置、入口圧力、入口温度 他	良・否
	循環溶液・冷媒	高温再生器、温度、液面 他	良・否
	冷水・温水	入口温度、出口温度	良・否
	冷却水	入口温度、出口温度	良・否
	電気系統	電圧、電流 他	良・否
	保安リレー系統	冷媒過冷リレー、溶液高温リレー、液面低下リレー、風圧リレー、冷水断水リレー 他	良・否
	運転リレー系統	希釈リレー、抽気リレー、冷暖自動発停リレー、暖房自動発停リレー	良・否
	絶縁抵抗	溶液循環ポンプ、溶液スプレーポンプ、冷媒ポンプ、送風機	良・否
冷却塔 1台	電動機	過熱、異常音、振動	良・否
	ベルト	破損、弛み、脱落	良・否

設 備 名		点 檢 項 目	点検良否
集 嘉 器 3 台	フィルター(サンネット)	清掃	良・否
	ロールフィルター	点検、取替	良・否
(ポンプ 6台 送風機 9台)	電動機	過熱、異常音、振動	良・否
	ポンプ	過熱、異常振動、水漏れ	良・否
	配管・バルブ	水漏れ	良・否
	ベルト	破損、弛み、脱落	良・否
	軸受	過熱、異常音、異常振動、注油	良・否
	ダクト等	振動等	良・否
空気調和機 3 台	電動機	過熱、異常音、振動	良・否
	ベルト	破損、弛み、脱落	良・否
	軸受	過熱、異常音、異常振動、注油	良・否
空調自動制御 機器 1 式	温湿度計類	取付状態、接続端子弛み、設定値、湿度エレメント	良・否
	バルブモーター ダンパーモータ	取付状態、動作、電源電圧、電動部注油	良・否
	電子式調節部	取付状態、電源電圧、接続端子弛み、設定値	良・否
	電子式検出部	接続管内清掃、漏れ、エレメント、特性	良・否
そ の 他		その他保守点検に必要と判断される項目	良・否

5. その他

現地担当職員が緊急の点検、整備等が必要であると認めた場合は、速やかに業者へ連絡し、業者は直ちに（原則当日中に）技術員を派遣して点検、整備を実施すること。その際、別途費用が生ずる場合には速やかに見積書を提出すること。

岐阜労働総合庁舎（安定所専用部分）仕様書

1. 業務内容

岐阜労働総合庁舎（安定所専用部分）に係る空調機械(冷暖房設備)保守点検業務

2. 業務実施場所

岐阜労働総合庁舎（岐阜県岐阜市五坪1-9-1）

3. 業務実施時間

甲乙の業務時間内を原則とし、その都度甲乙協議の上、これを決定する。

4. 点検項目

次表及び「国土交通省大臣官房官序營繕部監修 建築保全業務共通仕様書」による。

設備名	点検項目	点検良否
天吊りファンコイル 18台	フィルター 清掃、取替	良・否
	送風機 異常音、振動	良・否
天吊りエアコン 4台	屋内機 化粧パネル、フィルターの清掃、送風機点検	良・否
	屋外機 ガス圧、ガス漏れ測定、電源、電流、電圧、絶縁抵抗測定	良・否
空気清浄機 8台	化粧パネル 清掃	良・否
	活性炭フィルター 点検、清掃、取替	良・否
その他	フロン排出抑制法による簡易点検	良・否
	その他保守点検に必要と判断される項目	良・否

5. その他

現地担当職員が緊急の点検、整備等が必要であると認めた場合は、速やかに業者へ連絡し、業者は直ちに（原則当日中に）技術員を派遣して点検、整備を実施すること。その際、別途費用が生ずる場合には速やかに見積書を提出すること。

岐阜労働総合庁舎 空調機械(冷暖房設備)型式一覧表

岐阜労働総合庁舎 (共用部分)

	機械	台数	型式等	設置場所	製造元
1	冷温水発生機 (吸収冷温水機)	1台	形式:二重効用吸収式冷温水発生機 R H - 9 0 型番:NEG-100AN6A	1階機械室	川重冷熱工業株式会社 製造: 2019年2月
2	冷却塔	1台	形式:角型超低騒音タイプ二重効用吸収式用 C T - 9 0 型番:SKB-100GS M7	屋上	空研工業株式会社
3	電気集塵機	3台	形式:床置型自動巻取形エアフィルター 型番:NE-HM-240FLKT NE-HC-240FRKT NE-HB-180FRKT	1階機械室	昭和鉄工株式会社 東洋空気調和株式会社
4	ポンプ送・排風機類	ポンプ: 6台	① 冷却水用ポンプ (PCD-1) 1台 形式:片吸込渦巻ポンプ 型番:100X80FS4J611E	1階機械室	株式会社 荏原製作所
			② 冷温水用ポンプ (PCH-1) 1台 形式:片吸込渦巻ポンプ 型番:80X65FS4H 65.5E	1階機械室	
			③ 水中排水用ポンプ 2台 形式:50PV-6.4K (制御板付き)	車庫	株式会社 テラル キヨクトウ
			④ 旧館分揚水用ポンプ 2台 形式:T406×2S-M1.5 (川本ポンプ)	1階機械室	川本製作所

		送風機 : 9 台	① 送風機 機種 : FE-2 シロッコ型 形式 : CLF3-RS-B(TV-R) 床置型	屋上ファ ンルーム	株式会社 テラル キョクトウ
			② 送風機 機種 : FE-12 シロッコ型 形式 : CLF3-RS-G(TH-L) 天吊型	1 階書庫	
			③ 送風機 機種 : FE-13 シロッコ型 形式 : CLF3-RS-ND(TH-L) 天吊型	1 階車庫	
			④ 送風機 機種 : FS-1 軸流型 形式 : ALF-2P-60 床置型	屋上ファ ンルーム	
			⑤ 送風機 機種 : FS-5 シロッコ型 形式 : CLF4-RS-G(TH-L) 天吊型	1 階書庫	
			⑥ 送風機 機種 : FS-6 シロッコ型 形式 : CLF4-RS-ND(TH-L) 天吊型	1 階車庫	
			⑦ 送風機 機種 : FE-1 便所排気ファン 形式 : FY-12SKS-AC No2	屋上ファ ンルーム	ナショナル
			⑧ 送風機 機種 : FE-6 倉庫排風機 形式 : FY-19CT	屋上ファ ンルーム	
			⑨ 送風機 機種 : FE-3 機械室排氣 形式 : FY-12FK-AC	1 階機械 室	
5	空気調和機	3 台	形式 : 水平型 型番 : CH-170EK	1 階機械 室	昭和鉄工株 式会社
			形式 : 水平型 型番 : CH-170EK	2 階機械 室	

			形式：水平型 型番：CH-120EK	3階機械室	
6	空調自動制御 機器		(1) AC-1系統 1階空調機 盤名：INV-1		ジョンソン コントロールズ株式会社
			(2) AC-2系統 2階空調機 盤名：P-2		
			(3) ACU-3系統 3階空調機 盤名：P-3		

岐阜労働総合庁舎（安定所専用部分）

	機械	台数	型式等	設置場所	製造元
1	天吊りファン コイル	18台	形式： 1階： F C U - 3 5台 7台 KCS6-300GZK 2階： F C U - 4 5台 11台 KCS6-400GZK F C U - 6 5台 KCS6-600GZK F C U - 8 3台 KCS6-800GZK		木村工機株式会社
2	天吊りエアコン	4台	室内機：FHCPI60EG 室外機：RZRP160BC 室内機：FHP112DG 室外機：RZRP112BC 室内機：FHP50DG 室外機：RZRP50CT 室内機 AIC-AP1124H 室外機 ROA-AP1125HS	1階共用相談室 2階事務室 2階事務室 2Fサーバー室	ダイキン工業
3	空気清浄機	8台	形式：FQN130A201 7台 FQN130A101 1台	<u>1階</u> ・リフレッシュルーム ・第3会議室 <u>2階</u> ・リフレッシュルーム ・庶務課 ・所長室 ・第1会議室 ・第2会議室 ・印刷調度室 ※ 各部屋1台ずつ	ヤマタケ

岐阜労働総合庁舎 保守点検予定表

1. 岐阜労働総合庁舎（共用部分）に係る空調機械（冷暖房設備）保守点検業務

月 業務内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1. 冷温水発生機	○			○		○			○			
2. 冷却塔	○						○					
3. 集塵機	○			○		○			○			
4. ポンプ送風機類	○			○		○			○			
5. 空気調和機	○			○		○			○			
6. 空調自動制御機器	○			○		○			○			
7. 冷暖房切替	○					○						

2. 岐阜労働総合庁舎（安定所専用部分）に係る空調機械（冷暖房設備）保守点検業務

月 業務内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1. 天吊りファンコイル	○			○		○			○			
2. 天吊りエアコン	○			○		○			○			
3. 空気清浄機	○			○		○			○			
4. フロン排出抑制法による簡易点検	○			○		○			○			

※ 冷房への切り替えは現場と協議の上、4月中旬までを目安に、適正な時期に迅速に切り替えること。

競争参加資格等に係る申告書

下記内容について申告いたします。

なお、この申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

記

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定（裏面参照）に該当しないこと。
- (2) 直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。
また、当該保険料の納付事実を確認するための関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (7) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (8) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (9) 前記（5）から（8）について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岐阜労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条

一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき 会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させさせることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第 2 項 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

誓 約 書

私

当社

は、下記 1 及び下記 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日を裏面に記載又は任意の様式により添付すること。

役員等名簿

令和 年 月 日現在

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日

※ 必要事項が記載されていれば、任意様式でも可